

(公社) 弘前市物産協会アンテナショップでの会員外商品の取扱について

公弘前市物産協会に出品する展示商品の取扱について次の事項にご注意ください。

1. 出品を希望する方は、「弘前市物産協会販売申込書」および「商品記入シート」を協会に提出し、承認を受けることとします。
2. 展示販売商品の搬入出に要する費用は、出品者の負担とします。
ただし、特別な場合にあつては、協会が一部負担することがあります。
3. 商品の展示販売方法は原則委託販売とし、手数料については食品35%、工芸品および食品以外の商品は40%とします。
4. 販売商品の支払は、原則として毎月末日に締めきり、翌月15日（当日が土・日又は祝日の場合は前日）に出品者の銀行口座に振込支払いします。
5. 次のいずれかに該当するものについては、出品することができません。
 - (1) 公の秩序または善良な風俗を害すると認められるもの。
 - (2) 公衆衛生上、害のあると認められるもの。
 - (3) 爆発物等危険物と認められるもの。
 - (4) 公衆に嫌悪の念を起させるもの。
 - (5) 製造物責任保険に未加入の事業所等の製品。
 - (6) その他、販売に不適切と思われる商品。
6. 出品者の故意又は過失により、顧客又は第三者に損害を与えた時は、出品者の負担とします。
- 7 地震・火災・風水害などの災害で展示商品を消失又は損傷した場合、協会はこれを弁償しません。
8. 記事項に違反したり、協会の指示に従わない場合、展示承認を取り消すことがあります。